

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	避難生活や被災生活を送る
施策	被災者の生活再建 (被災者生活再建支援制度)
時間軸	応急 復旧
内容	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。</p> <p>支援金の支給は、住宅が対象となり、次の対象世帯が対象となる。 住宅が全壊した世帯 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 大規模半壊世帯等の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>支援金の支給金額は、最高300万円 (生活関係経費は最高200万円、居住関係経費は最高100万円)で、世帯の年収、世帯主の年齢等及び複数世帯、単身世帯により異なってくる。</p>
実施主体、県の役割等	<p>都道府県が拠出した基金を活用して、支援金を支給。都道府県は、支援金支給に関する事務を(財)都道府県会館に委託している。</p> <p>・市町村 ①災証明書等必要書類の発行、提出された支給申請書等の取りまとめ、県への送付 ②災証明書は、被災者からの申請に基づき市町村が家屋等の被害程度を証明するもの(被災建物の応急危険度判定とは個別のもの)</p> <p>・県 対象となる自然災害の認定及び公示、支給申請書の都道府県会館への送付 都道府県会館 支援金の支給の決定、支給</p>
法体系	被災者生活再建支援法(平成11年4月から運用開始)
取り組み状況	<p>・被災者生活再建支援法に基づき支援金を支給している。</p> <p>本県における適用：平成13年 台風16号(土佐清水市、大月町)、平成17年 台風14号(四万十市)</p>
課題	<p>・被災者生活再建支援制度は、住宅本体への修繕費や建て替えの費用が支給対象になっていないことから、幾つかの自治体では、独自の制度を創設している。また、兵庫県では、平成17年に、あらゆる自然災害を対象に、住宅の再建、補修等を支援する住宅再建共済制度を創設。(共済負担金5000円/年で最大600万円を給付)</p> <p>・生活基盤となる住宅の再建を図るためには、住宅本体の修繕や建て替えへの支援が必要と認識しているが、本県としては、被災者生活再建支援法の改正や全国的な共済制度の創設によって、全国レベルで対応すべきと考えているため、現時点では、独自制度の創設は予定していない。</p> <p>・①災証明書は、住宅の被害程度を公的に証明するものとして、被災者生活再建支援金以外にも、仮設住宅の入居や住宅応急修理制度、義捐金の配分など様々な生活再建支援策に使われる。①災証明書発行は、短期間に膨大な事務処理を、しかも、公平に行う必要があるため、予め、業務を円滑に行うための工夫が必要である。</p>
その他	<p>その他被災者の生活再建のための支援制度等</p> <p>・地震保険 ・「災害弔慰金等の支給に関する法律」に基づく、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付 ・租税の徴収猶予、減免措置 ・生活福祉資金、住宅資金などの融資 など</p>